

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 283 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	アイムワン運転代行
	主たる営業所が所在する 市 町	金沢市
処 分 年 月 日	令和6年3月26日	
処 分 内 容	指 示 処 分	
処 分 理 由	立入検査を実施したところ、 (1) 安全運転管理者業務不履行 (2) 帳簿等備付け義務違反 が判明したもの。	
根 拠 法 令	(1) 自動車運転代行業務に関し読み替え後の 道路交通法第74条の3第2項 (2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律第20条第1号、第2号	
処分を行った公安委員会	石川県公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、
 営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施した
 ところ、△△違反が判明したもの」等）。